

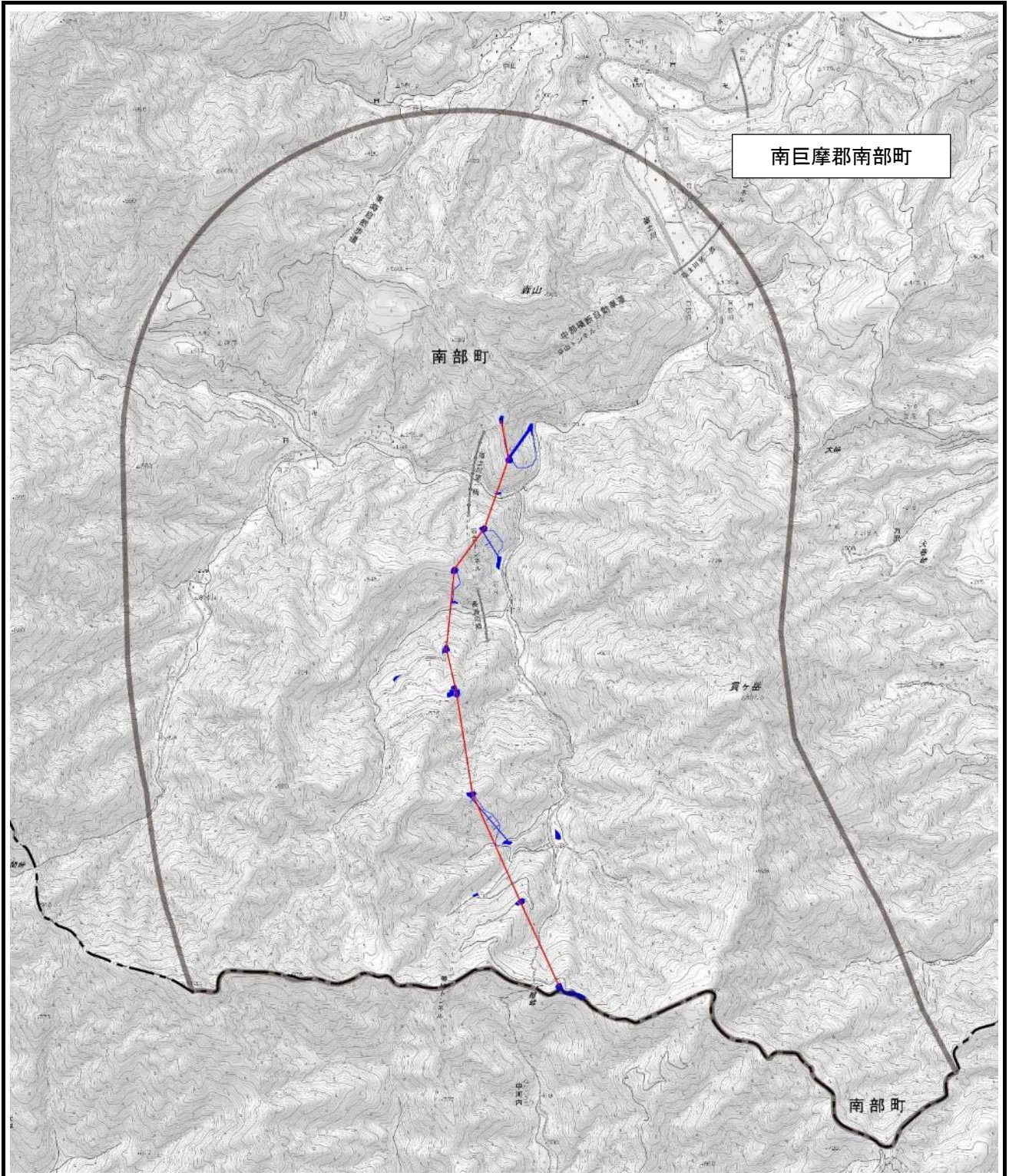
第2章 関係地域

2.1 環境影響を受ける範囲であると認められる地域

事業の実施により影響を受けると認められる地域は、環境要素の中で最も広範囲に影響が及ぶと考えられる景観影響（これまでの自然環境アセスメントの実績では2km程度）を考慮し、図2.1-1に示すとおり、対象事業実施区域を中心とした片側約2kmの範囲とした。

管轄する市町村は以下の1町である。

- ・南巨摩郡南部町



【凡例】

— : 東清水線

■ : 工事用地

--- : 県境

○ : 関係地域



0 500m 1km 2km

1 : 40,000

図 2.1-1 関係地域